

○ 生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(令和5年10月)

【最低生活費 = A + B + C + D + E + F】

生活扶助基準(第1類)						
年齢	基準額					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	44,580	43,240	41,460	39,680	39,230	37,000
3~5	44,580	43,240	41,460	39,680	39,230	37,000
6~11	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
12~17	49,270	47,790	45,820	43,850	43,360	40,900
18~19	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
20~40	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
41~59	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
60~64	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
65~69	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
70~74	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
75~	39,890	38,690	37,100	35,500	35,100	33,110

通減率					
1人	2人	3人	4人	5人	6人
1.0000	0.8700	0.7500	0.6600	0.5900	0.5800

生活扶助基準(第2類)						
人員	基準額					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790
2人	38,060	38,060	38,060	38,060	38,060	38,060
3人	44,730	44,730	44,730	44,730	44,730	44,730
4人	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900
5人	49,180	49,180	49,180	49,180	49,180	49,180

※ 冬季には地区別に冬季加算が別途計上される。  
札幌市の例: 4人世帯の場合は月額22,270円(10月~翌4月)

生活扶助基準(第1類+第2類)

※ 各居宅世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた通減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。

生活扶助基準(第1類+第2類)  
+ 特例加算(1人当たり月額1,000)+生活扶助本体における経過的加算【A】

加算額【B】			
	1級地	2級地	3級地
障害者			
身体障害者障害程度等級表1・2級に該当する者等	26,810	24,940	23,060
身体障害者障害程度等級表3級に該当する者等	17,870	16,620	15,380
母子世帯等			
児童1人の場合	18,800	17,400	16,100
児童2人の場合	23,600	21,800	20,200
3人以上の児童1人につき加える額	2,900	2,700	2,500
児童を養育する場合	10,190(児童1人につき)		

- ① 該当者がいるときだけ、その分を加える。
- ② 入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。
- ③ このほか、「妊産婦」などがある場合は、別途妊産婦加算等がある
- ④ 児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの者。
- ⑤ 障害者加算と母子加算は原則併給できない。

※ 一定の要件を満たす「母子世帯等」及び「児童を養育する場合」には、別途経過的加算(別表)がある。

住宅扶助基準【C】			
実際に支払っている家賃・地代	1級地	2級地	3級地
	53,700	45,000	40,900

※ 東京都の例(単身の場合)。基準額の範囲内で実費相当が支給される。

教育扶助基準、高等学校等就学費【D】			
	小学生	中学生	高校生
基準額	2,600	5,100	5,300

※ このほか必要に応じ、教材費・クラブ活動費・入学金(高校生の場合)などの実費が計上される。

介護扶助基準【E】
居宅介護等にかかった介護費の平均月額

医療扶助基準【F】
診療等にかかった医療費の平均月額

最低生活費認定額

※ このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費の一定額がさらに加えられる。

(別表)

(1)生活扶助本体に係る経過的加算

(単位:円/月額)

年齢	単身世帯					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	0	0	0	0	0	0
3～5	0	0	0	0	0	0
6～11	0	0	0	0	0	0
12～17	0	0	0	0	0	0
18～19	1,330	0	0	910	0	0
20～40	700	0	0	910	0	0
41～59	1,520	0	0	910	0	0
60～64	1,160	0	0	910	0	0
65～69	1,630	0	0	0	0	0
70～74	0	0	0	0	0	0
75～	3,220	1,340	0	1,180	0	0

2人世帯						
1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
550	0	0	990	0	0	0
550	0	0	990	0	0	0
0	0	0	350	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
890	50	0	1,380	0	0	0
890	50	0	1,380	0	0	0
890	50	0	1,380	0	0	0
890	50	0	1,380	0	0	0
0	0	0	90	0	0	0
0	0	0	90	0	0	0
1,460	610	320	1,710	0	450	0

年齢	3人世帯					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	0	0	0	0	0	0
3～5	0	0	0	0	0	0
6～11	0	0	0	0	0	0
12～17	530	0	0	0	0	0
18～19	2,290	950	0	0	0	0
20～40	670	0	0	0	0	0
41～59	0	0	0	0	0	0
60～64	0	0	0	0	0	0
65～69	0	0	0	0	0	0
70～74	0	0	0	0	0	0
75～	390	0	0	0	0	0

4人世帯						
1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
980	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
2,230	1,050	190	0	0	0	0
3,770	2,550	1,630	720	0	0	0
2,240	1,090	240	0	0	0	0
470	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
320	0	0	0	0	0	0

年齢	5人世帯					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	2,340	1,840	1,220	0	0	0
3～5	250	0	0	0	0	0
6～11	0	0	0	0	0	0
12～17	3,810	2,720	1,910	1,120	0	0
18～19	5,190	4,060	3,200	2,350	650	70
20～40	3,730	2,680	1,880	1,090	0	0
41～59	2,060	1,070	340	0	0	0
60～64	960	110	0	10	0	0
65～69	1,230	380	0	0	0	0
70～74	0	0	0	0	0	0
75～	1,630	810	0	0	0	0

- ①世帯構成に合わせて、世帯員の該当する年齢別・級地別の加算額を加える。  
 ②世帯構成には、入院患者、施設入所者は世帯員数に含めない上で、加算もしない。

(2)「母子世帯等」に係る経過的加算

○ 3人以上の世帯であって、児童が1人のみの場合

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	3人世帯					
0歳以上5歳までの場合	3,330	3,330	0	0	0	0
6歳以上11歳までの場合	3,330	3,330	3,200	0	0	0
12歳以上14歳までの場合	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0
15歳以上17歳までの場合	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満の場合	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0
4人世帯						
0歳以上2歳までの場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	0
3歳以上14歳までの場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15歳以上17歳までの場合	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満の場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
5人世帯以上						
0歳以上14歳までの場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15歳以上17歳までの場合	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満の場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900

①該当者がいるときだけ、その分を加える。

※このほか児童が入院している等の一定の要件を満たす場合にも、別途加算される。

(3)「児童を養育する場合」に係る経過的加算

3人以下の世帯であって、3歳未満の児童が入院している等の場合	4,330(児童1人につき)
4人以上の世帯であって、3歳未満の児童がいる場合	4,330(児童1人につき)
第3子以降の「3歳から小学生修了前」の児童がいる場合	4,330(児童1人につき)

①該当者がいるときだけ、その分を加える。

<生活保護基準における級地区分（令和3年度）>

都道府県	市町村	等級
北海道	札幌市、江別市	1級地-2
	函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、千歳市、恵庭市、北広島市	2級地-1
	夕張市、岩見沢市、登別市	2級地-2
	北見市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、伊達市、石狩市、北斗市、亀田郡七飯町、山越郡長万部町、檜山郡江差町、虻田郡京極町、倶知安町、岩内郡岩内町、余市郡余市町、空知郡奈井江町、上砂川町、南富良野町、上川郡鷹栖町、東神楽町、上川町、東川町、新得町、勇払郡占冠村、安平町、中川郡音威子府村、中川町、幕別町、天塩郡天塩町、幌延町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、清里町、紋別郡遠軽町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、沙流郡日高町、浦河郡浦河町、河東郡音更町、河西郡芽室町、中札内村、足寄郡陸別町、釧路郡釧路町、川上郡弟子屈町、標津郡中標津町、標津町、目梨郡羅臼町、日高郡新ひだか町	3級地-1
青森県	青森市	2級地-1
	弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市	3級地-1
岩手県	盛岡市	2級地-1
	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、滝沢市	3級地-1
秋田県	秋田市	2級地-1
	能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市	3級地-1
福島県	福島市	2級地-1
	会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市	3級地-1
山形県	山形市	2級地-1
	米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市	3級地-1

都道府県	市町村	等級
宮城県	仙台市	1級地-2
	塩竈市、名取市、多賀城市	2級地-2
	石巻市、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大崎市、富谷市、柴田郡大河原町、柴田町、宮城郡七ヶ浜町、利府町	3級地-1
茨城県	水戸市	2級地-1
	日立市、土浦市、古河市、取手市	2級地-2
	石岡市、龍ヶ崎市、常陸太田市、高萩市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、筑西市、那珂郡東海村、稲敷郡美浦村、北相馬郡利根町	3級地-1
栃木県	宇都宮市	2級地-1
	足利市	2級地-2
	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、下野市、河内郡上三川町、下都賀郡壬生町	3級地-1
群馬県	前橋市、高崎市、桐生市	2級地-1
	伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、吾妻郡草津町、利根郡みなかみ町、邑楽郡大泉町	3級地-1
埼玉県	川口市、さいたま市	1級地-1
	川越市、熊谷市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、志木市、桶川市、八潮市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、入間郡三芳町	2級地-1
	所沢市、蕨市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市	1級地-2
	行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡毛呂山町、越生町、比企郡嵐山町、小川町、鳩山町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、松伏町	3級地-1
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、浦安市	1級地-2
	野田市、佐倉市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市	2級地-1
	銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、白井市、匝瑳市、香取市、印旛郡酒々井町	3級地-1

都道府県	市町村	等級
東京都	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、西東京市	1級地-1
	青梅市、武蔵村山市	1級地-2
	羽村市、あきる野市、西多摩郡、瑞穂町	2級地-1
	西多摩郡日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	3級地-1
神奈川県	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、三浦郡葉山町	1級地-1
	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、座間市	1級地-2
	伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、高座郡寒川町、中郡大磯町、二宮町、足柄上郡大井町、松田町、開成町、足柄下郡箱根町、真鶴町、湯河原町	2級地-1
	足柄上郡中井町、山北町、愛甲郡愛川町、清川村	3級地-1
新潟県	新潟市	2級地-1
	長岡市	2級地-2
	三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、妙高市、南魚沼郡湯沢町、刈羽郡刈羽村	3級地-1
富山県	富山市、高岡市	2級地-1
	魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、上市町、立山町、下新川郡入善町、朝日町	3級地-1
石川県	金沢市	2級地-1
	小松市	2級地-2
	七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、能美郡川北町、河北郡津幡町、内灘町、野々市市	3級地-1
福井県	福井市	2級地-1
	敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡永平寺町、南条郡南越前町、丹生郡越前町	3級地-1

都道府県	市町村	等級
山梨県	甲府市	2級地-1
	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、中巨摩郡昭和町	3級地-1
長野県	長野市、松本市	2級地-1
	上田市、岡谷市、諏訪市	2級地-2
	飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、北佐久郡軽井沢町、諏訪郡下諏訪町、富士見町、上伊那郡辰野町、箕輪町、木曾郡木曾町、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町	3級地-1
岐阜県	岐阜市	2級地-1
	大垣市、多治見市、瑞浪市、土岐市、各務原市	2級地-2
	高山市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、可児市、瑞穂市、羽島郡岐南町、笠松町、本巣郡北方町	3級地-1
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市	2級地-1
	三島市、富士市	2級地-2
	富士宮市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡函南町、駿東郡清水町、長泉町、小山町	3級地-1
愛知県	名古屋市	1級地-1
	豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、刈谷市、豊田市、知立市、尾張旭市、日進市	2級地-1
	瀬戸市、豊川市、安城市、東海市、大府市、岩倉市、豊明市、清須市、北名古屋市	2級地-2
	半田市、津島市、碧南市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、扶桑町、海部郡大治町、蟹江町、飛鳥村、知多郡阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、東栄町、長久手市	3級地-1

都道府県	市町村	等級
三重県	津市、四日市市	2級地-1
	松阪市、桑名市	2級地-2
	伊勢市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、朝日町、川越町	3級地-1
滋賀県	大津市	1級地-2
	草津市	2級地-1
	彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市	3級地-1
京都府	京都市	1級地-1
	宇治市、向日市、長岡京市	1級地-2
	城陽市、八幡市、京田辺市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	2級地-1
	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、南丹市、木津川市、綴喜郡井手町、宇治田原町、相楽郡精華町	3級地-1
大阪府	大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市	1級地-1
	岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、藤井寺市、四條畷市、交野市、泉北郡忠岡町	1級地-2
	泉佐野市、富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、泉南市、大阪狭山市、三島郡島本町、泉南郡熊取町田尻町	2級地-1
	阪南市、豊能郡豊能町、能勢町、泉南郡岬町、南河内郡太子町、河南町、千早赤阪村	3級地-1
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市	1級地-1
	姫路市、明石市	1級地-2
	加古川市、高砂市、加古郡播磨町	2級地-2
	洲本市、相生市、豊岡市、赤穂市、西脇市、三木市、小野市、三田市、加西市、たつの市、川辺郡猪名川町、加古郡稲美町、揖保郡太子町	3級地-1
奈良県	奈良市、生駒市	2級地-1
	橿原市	2級地-2
	大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、生駒郡平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、磯城郡川西町、三宅町、田原本町、高市郡高取町、明日香村、北葛城郡上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野郡吉野町、大淀町、下市町	3級地-1

都道府県	市町村	等級
和歌山県	和歌山市	2級地-1
	海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡高野町、有田郡湯浅町、日高郡美浜町、西牟婁郡白浜町、東牟婁郡那智勝浦町、太地町、串本町	3級地-1
鳥取県	鳥取市	2級地-1
	米子市、倉吉市、境港市、西伯郡日吉津村	3級地-1
島根県	松江市	2級地-1
	浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、隠岐郡隠岐の島町	3級地-1
岡山県	岡山市、倉敷市	1級地-2
	玉野市	2級地-2
	津山市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町	3級地-1
広島県	広島市、呉市、福山市、安芸郡府中町	1級地-2
	三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸郡海田町、坂町	2級地-2
	竹原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、安芸郡熊野町	3級地-1
山口県	下関市、山口市	2級地-1
	宇部市、防府市、岩国市周南市	2級地-2
	萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、玖珂郡和木町、熊毛郡田布施町、平生町	3級地-1
徳島県	徳島市	2級地-1
	鳴門市、小松島市、阿南市	3級地-1
香川県	高松市	2級地-1
	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町、仲多度郡琴平町、多度津町	3級地-1
愛媛県	松山市	2級地-1
	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市	3級地-1
高知県	高知市	2級地-1



都道府県	市町村	等級
福岡県	北九州市、福岡市	1級地-2
	久留米市	2級地-1
	大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、宗像市、古賀市、福津市、那珂川市、糟屋郡宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、京都郡苅田町	2級地-2
	柳川市、八女市、筑後市、大川市、豊前市、小郡市、朝倉市、嘉麻市	3級地-1
佐賀県	佐賀市	2級地-1
	唐津市、鳥栖市	3級地-1
長崎県	長崎市	2級地-1
	佐世保市、西海市	2級地-2
	諫早市、大村市、西彼杵郡長与町、時津町	3級地-1
熊本県	熊本市	2級地-1
	荒尾市	2級地-2
大分県	大分市、別府市	2級地-1
	中津市	3級地-1
宮崎県	宮崎市	2級地-1
	都城市、延岡市	3級地-1
鹿児島県	鹿児島市	2級地-1
	鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、伊佐市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、霧島市、南さつま市、奄美市、姶良市	3級地-1
沖縄県	那覇市	2級地-1
	宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、宮古島市	3級地-1
その他	上記以外の市町村	3級地-2